

|      |   |                    |                      |
|------|---|--------------------|----------------------|
| No.  | 102   | R5 当初予算<br>R4 補正予算 | 200 百万円<br>2,300 百万円 |
| 事業名  | 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業  | 府省庁名               | 環境省                  |
| 概要   | 都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する取組等に対し、必要な経費を国が支援する。   |                    |                      |
| 支援対象 | 都道府県、協議会（※協議会は、<br>下記対象事業 1,3,4 に限る）  | 補助率                | 1 / 2 以内、定額等         |
| 対象事業 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業<br/>捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助</li> <li>2. 指定管理鳥獣捕獲等事業<br/>指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助</li> <li>3. 効果的捕獲促進事業<br/>効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助</li> <li>4. 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成<br/>認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助</li> <li>5. ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成<br/>狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助</li> <li>6. ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助</li> <li>② 狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助</li> </ol> </li> </ol> |                    |                      |
| 支援内容 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県）<br/>事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会）<br/>（ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内）</li> <li>2. 事業費の 1 / 2 以内<br/>（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の 2 / 3 以内、CSF（豚熱）ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。））</li> <li>3. 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助</li> </ol>   |                    |                      |

|        |   |
|--------|---|
|        | <p>4. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助<br/>(ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内)</p> <p>5. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助<br/>(ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内)</p> <p>6. ① 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額補助 (シカ・イノシシ各 2 頭目から支払い) 及び 1 処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助<br/>② 1 頭当たり 8 千円を上限とする定額補助 (シカ、イノシシ各 1 頭目から支払い) 及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助</p> |
| 離島での実績 | 香川県男木島ほか、長崎県対馬島ほか、鹿児島県屋久島   |
| 備考     |   |
| 担当部署   | 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室   |
| 連絡先    | TEL 03-5521-8285  |
| 参照 HP  | <a href="http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html">http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html</a>   |



【令和5年度予算額 200百万円（200百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

## 1. 事業目的

令和5年度末までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行うニホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

## 2. 事業内容

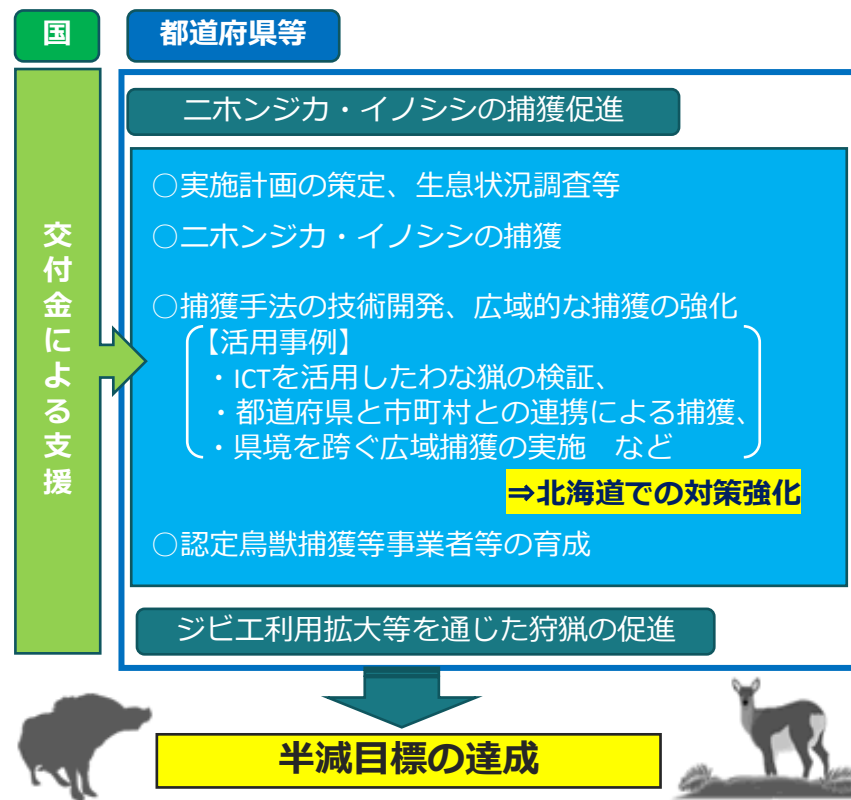
ニホンジカ及びイノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ② 指定管理鳥獣の捕獲等（ニホンジカ・イノシシ）
- ③ 効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

## 4. 事業イメージ



|        |   |     |   |                    |
|--------|---|-----|---|--------------------|
| No.    | 103   |     | R5 当初予算<br>R4 補正予算  | 1.7 億円<br>35.25 億円 |
| 事業名    | 海岸漂着物等地域対策推進事業  |     | 府省庁名  | 環境省                |
| 概要     | 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付するもの。   |     |   |                    |
| 支援対象   | 地方公共団体  | 補助率 | 1 / 2（地域計画策定・改定に係る事業）<br>7 / 10（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業）<br>※離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7 / 10 から 9 / 10 に嵩上げ |                    |
| 対象事業   | <p>① 地域計画の策定・改定等に係る事業<br/>地域計画の策定・改定に係る事業及び海洋ごみ対策の推進を図るために必要な連絡調整、情報収集等の事業</p> <p>② 海洋ごみの回収・処理に係る事業<br/>海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業</p> <p>③ 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業<br/>海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）</p> |     |   |                    |
| 支援内容   | ①は、補助率 1 / 2<br>②、③は補助率 7 / 10  ただし、離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7 / 10 から 9 / 10 に嵩上げ   |     |   |                    |
| 離島での実績 | 長崎県対馬市、五島市、壱岐市など  |     |   |                    |
| 備考     |   |     |   |                    |
| 担当部署   | 環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室   |     |   |                    |
| 連絡先    | 03-5521-9025  |     |   |                    |
| 参照 HP  | -   |     |   |                    |

# 海岸漂着物等地域対策推進事業



【令和5年度予算 170百万円（170百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 3,525百万円】



海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

## 1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

## 2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

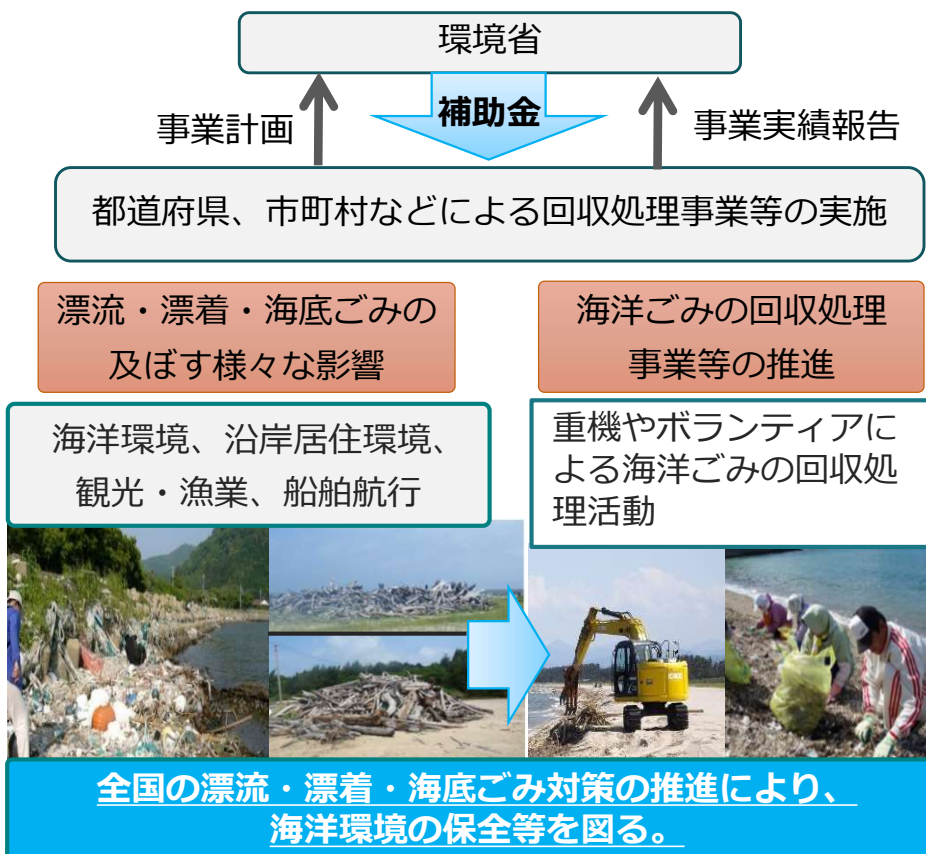
（補助率）

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※①  
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②  
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10  
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

## 4. 事業イメージ



|   | 海岸漂着物等 | 確認漂着木造船等 |
|---|--------|----------|
| <b>原則的な補助率</b>  | 7/10   | 8.5/10   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>過疎地域</b>（過疎地域自立促進特措法第2条第1号）</li> <li>・ <b>半島振興対策実施地域</b>（半島振興法第2条第1項）</li> <li>・ <b>有明海及び八代海の指定地域</b>（有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第2条第6項）</li> </ul>             | 8/10   | 9/10     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>離島振興対策実施地域</b>（離島振興法第2条第1項）</li> <li>・ <b>小笠原諸島</b>（小笠原諸島振興開発特措法第4条第1項）</li> <li>・ <b>奄美群島</b>（奄美群島振興開発特別措置法第1条）</li> <li>・ <b>沖縄県の区域</b>（沖縄振興特別措置法）</li> </ul> | 9/10   | 9.5/10   |

※「確認漂着木造船等」とは、朝鮮半島からのものと思料されるものであると海上保安庁が確認したものを指す。

## 【地方負担分の交付税措置について】

地方負担分の8割を特別交付税により措置している（確認漂着木造船等の回収・処理の場合は、8割ではなく10割）。

|        |  |     |                    |                              |
|--------|--|-----|--------------------|------------------------------|
| No.    | 104  |     | R5 当初予算<br>R4 補正予算 | 4,260 百万円の内数<br>9,000 百万円の内数 |
| 事業名    | 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス<br>強化促進事業  |     | 府省庁名               | 環境省                          |
| 概要     | 離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御技術の実装を支援し、離島全体で再エネ自給率の向上を図る。  |     |                    |                              |
| 支援対象   | ・民間事業者・団体等   | 補助率 | ①3/4、②2/3          |                              |
| 対象事業   | 離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、①計画策定の支援を行う。または、②再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池*、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。<br>*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能な EV に従来車から買換えする場合に限る。（上限あり） |     |                    |                              |
| 支援内容   | 補助対象経費のうち①計画策定 3/4、②設備導入 2/3 を支援する。  |     |                    |                              |
| 離島での実績 | 令和4年度 ①1件 ②2件（うち前年度継続事業1件）   |     |                    |                              |
| 備考     |  |     |                    |                              |
| 担当部署   | 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室  |     |                    |                              |
| 連絡先    | TEL：03-5521-8339   |     |                    |                              |
| 参照 HP  | —  |     |                    |                              |

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 (一部 総務省・農林水産省・経済産業省 連携事業)



【令和5年度予算額 4,260百万円 (3,800百万円)】  
【令和4年度第2次補正予算額 9,000百万円】



民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

## 1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

## 2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 1. 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業  
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業
- (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

\* ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態のこと

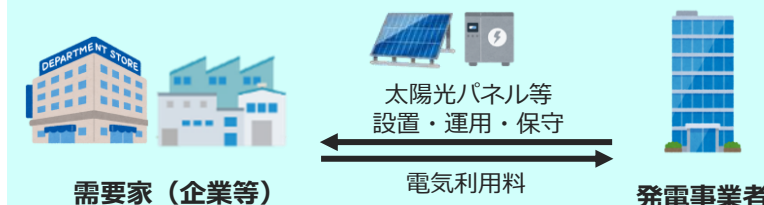
\* EV等については、(1)・(2)・(3)-1・(3)-2・(4)・(6)のメニューにおいて、通信・制御機器、充電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

## 3. 事業スキーム

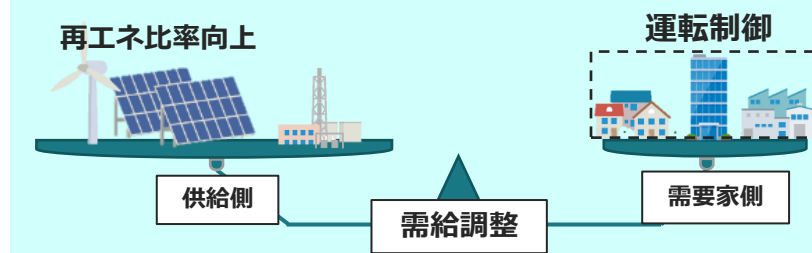
- 事業形態 間接補助事業／委託事業（メニュー別スライドを参照）
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

## 4. 事業イメージ

### (1) オンサイトPPAによる自家消費型太陽光・蓄電池導入



### (3)-1 需要側設備の運転制御によるデマンド・サイド・フレキシビリティ創出



お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341





初期費用ゼロでの自家消費型太陽光発電・蓄電池の導入支援等により、ストレージパリティの達成を目指します。

## 1. 事業目的

- 初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながらストレージパリティを達成し、我が国の再エネの最大限導入と防災性強化を図ります。

## 2. 事業内容

自家消費型の太陽光発電は、建物でのCO2削減に加え、停電時の電力使用を可能として防災性向上にも繋がり、（電力をその場で消費する形態のため）電力系統への負荷も低減できる。また、蓄電池も活用することで、それらの効果を更に高めることができる。さらに、需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なオンサイトPPAという新たなサービスも出てきている。

本事業では、初期費用ゼロでの自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入支援等を通じて、太陽光発電設備・蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ（太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態）の達成を目指す。

- ①【補助】業務用施設・産業用施設・集合住宅・戸建住宅への自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池（車載型蓄電池を含む）の導入支援を行う。

※蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須

※太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建住宅は除く）

- ②【委託】ストレージパリティ達成に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討を行う

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（太陽光発電設備：定額、蓄電池：定額（上限：補助対象経費の1/3））  
②委託事業

■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

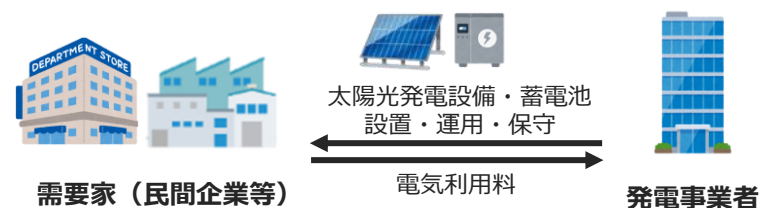
■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

\* 新規で太陽光発電を導入する場合に限り、定置用蓄電池単体での補助も行う。

\* EV等（外部給電可能なものに限る）をV2H充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）

## 4. 事業イメージ

### オンサイトPPAによる自家消費型太陽光発電・蓄電池導入



### 太陽光発電設備の補助額

|        | 業務用施設 | 産業用施設  | 集合住宅 | 戸建住宅   |
|--------|-------|--------|------|--------|
| PPAリース |       | 5万円/kW |      | 7万円/kW |
| 購入     |       | 4万円/kW |      | —      |

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農林水産省・経済産業省連携事業）



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、新たな手法による太陽光発電の導入・価格低減を促進する。
- 再エネ熱利用、未利用熱利用、自家消費型再エネ発電等の導入・価格低減を促進する。

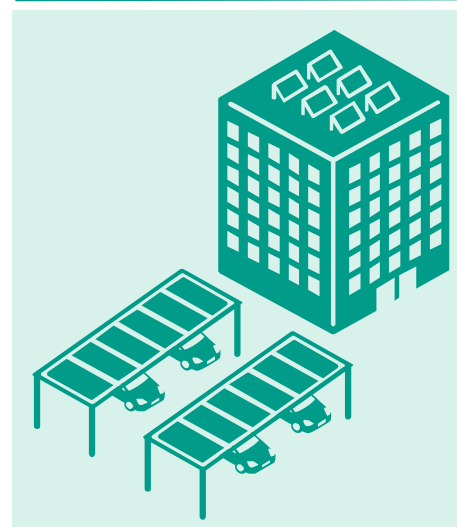
## 2. 事業内容

- ①建物における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助率1/3）**  
駐車場を活用した太陽光発電（ソーラーカーポート）について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ②地域における太陽光発電の新たな設置場所活用事業（補助率1/2）**  
営農地・ため池・廃棄物処分場を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ③オフサイトからの自営線による再エネ調達促進事業（補助率1/2）**  
オフサイトに太陽光発電設備を新規導入し、自営線により電力調達を行う取組について、当該自営線等の導入を支援する。
- ④再エネ熱利用・発電等の価格低減促進事業（補助率3/4、1/3、1/2）**  
地域の特性に応じた、再エネ熱利用、未利用熱利用（工場廃熱等）、自家消費型再エネ発電（太陽光発電除く）等について、コスト要件（※）を満たす場合に、計画策定・設備等導入支援を行う（温泉熱の有効活用のための設備改修含む）。
- ⑤新たな再エネ導入手法の価格低減促進調査検討事業（委託）**  
新たな再エネ導入手法に関する調査検討を行い、その知見を公表し、横展開を図る。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～④：間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：1/3、1/2）  
⑤：委託事業
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①④⑤ 令和3年度～令和7年度  
②③ 令和4年度～令和7年度

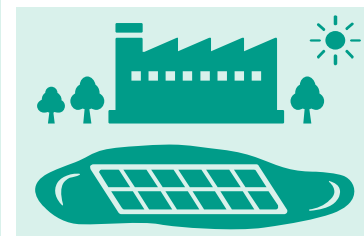
## 4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



ため池太陽光

### ※コスト要件

- ①②④（発電）：本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るものに限る。
- ④（熱利用）：当該設備のCO2削減コストが従来設備のCO2削減コスト（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定以上低いものに限る。

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室 電話：0570-028-341

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進します。

## 1. 事業目的

- 2050年カーボンニュートラルの実現を見据え、民生部門電力ゼロに加えた先行モデルとして、熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル創出や寒冷地という脱炭素化の難しい地域でのモデル創出を支援し、熱の脱炭素化を推進します。

## 2. 事業内容

### ⑥ 熱分野・寒冷地での脱炭素化先行モデル創出事業

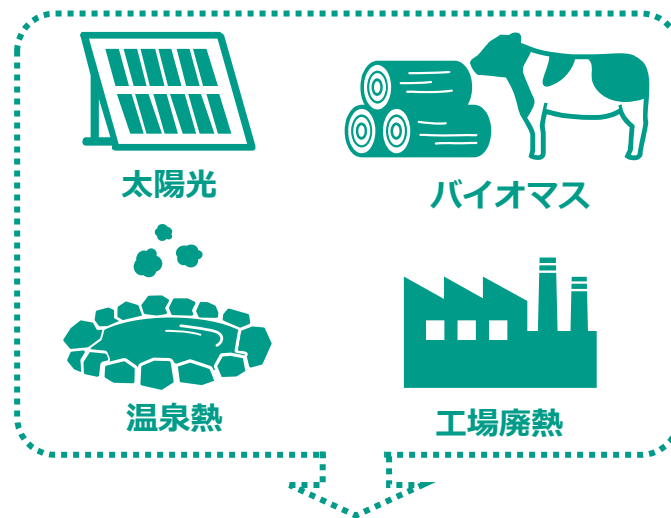
- 2050年カーボンニュートラルの実現には、電気の脱炭素化だけでなく、熱の脱炭素化も進めていく必要があるが、熱エネルギーは利用形態や利用温度が多様なため、需要施設に応じて適切な形での脱炭素化を進める。
- 寒冷地では、暖房用途で石油由来の熱エネルギーを多く消費しているが、地域資源である再エネ等を効果的に活用することで、地域の脱炭素化に加えて、燃料価格高騰の影響を低減につなげる。
- 地域の再エネ電気・再エネ熱・未利用熱等を活用した、①熱分野でのCO2ゼロに向けたモデル、②寒冷地での脱炭素化のモデル、のいずれかに該当する先行的な取組について、その計画策定や設備等導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円） 設備等導入：2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### 再エネ等の地域資源の例



熱分野でのCO2ゼロ & 寒冷地の脱炭素化へ

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) - 1 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業



デマンド・サイド・フレキシビリティの創出に向けた需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

## 1. 事業目的

変動性再エネ（太陽光・風力）の普及拡大に必要となるデマンド・サイド・フレキシビリティ（需要側需給調整力）の創出に向け、オフサイトから運転制御が可能であり、平時のエネルギー管理や省CO2化を行う需要側設備等の導入支援を行う。再エネの出力抑制の低減のため、オフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等の導入支援を行う。地域の屋外照明について、更なる省CO2化を図りつつ、地域の需給調整力の向上に必要なデータを収集する。

## 2. 事業内容

### ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備・システム等導入支援事業

オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギー管理や省CO2化が図れる需要側設備等（充放電設備又は充電設備、蓄電池、車載型蓄電池\*、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、自営線、熱導管等）を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。補助対象機器は、実用段階のものに限る。（実証段階のものは対象外）  
\*通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限る（上限あり）

### ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備・システム等導入支援事業

再エネ発電事業者における再エネ出力抑制の低減に資するために、出力抑制の制御をオフライン制御からオンライン制御に転換するための設備等導入を支援する。

### ③ 屋外照明のスマート化・ゼロエミッション化モデル事業

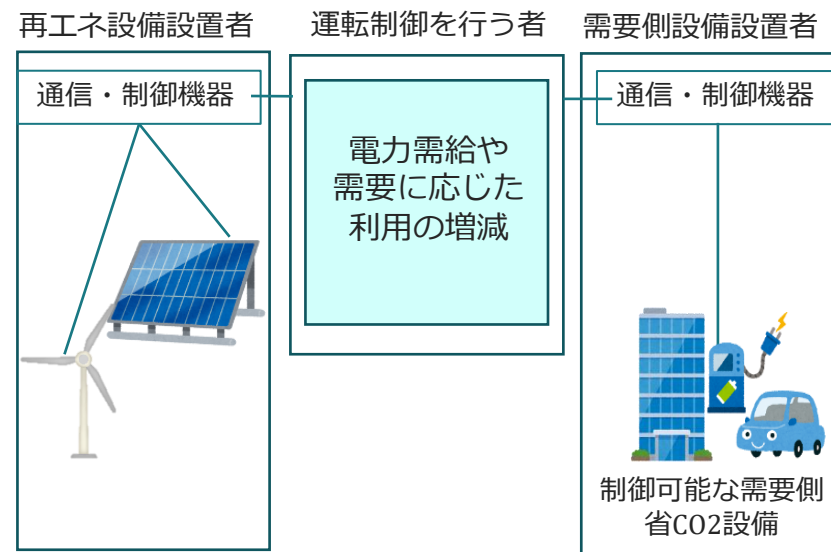
スマート街路灯（通信ネットワーク化したLED街路灯）やソーラー街路灯について、計画策定や設備等導入支援を行う。また、スマート街路灯には日射計等を取り付け、地域の需給調整力の向上に必要な日射量等の気象データを収集する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③：間接補助事業（①1/2、②1/3\*、③3/4、1/3、1/4）  
③：委託事業 \*電気事業法上の離島は1/2
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①② 令和2年度～令和6年度 ③ 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ

### オフサイトから運転制御可能な需要側設備（①）や再エネ発電設備（②）



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) - 2 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業



再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

## 1. 事業目的

- 離島において、再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

## 2. 事業内容

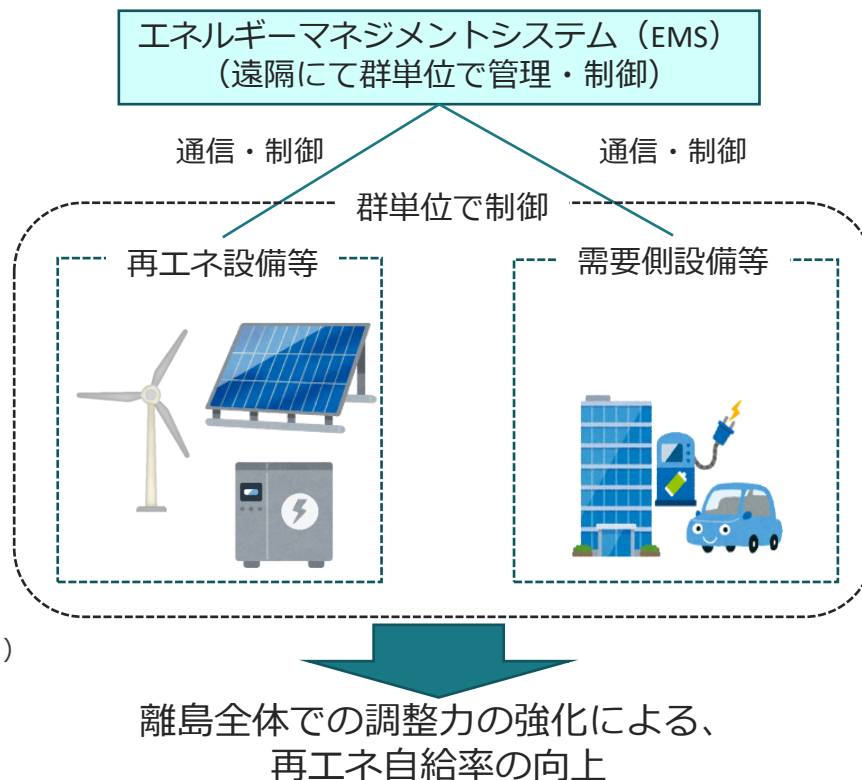
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3 / 4（上限1,000万円）、設備等導入：2 / 3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ





省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

## 1. 事業目的

- 民間企業等による直流給電システムを活用した平時の省CO2と災害時避難施設を両立する建物間での電力融通モデル創出を支援する。

## 2. 事業内容

### ① 直流による建物間融通モデル創出事業

直流給電システムは、交流給電システムと比べて一般的に電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロス低減による省CO2化が可能である。また、太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため、災害時等に停電が発生した際にも効率的に自立運転することができる。

このような直流給電システムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

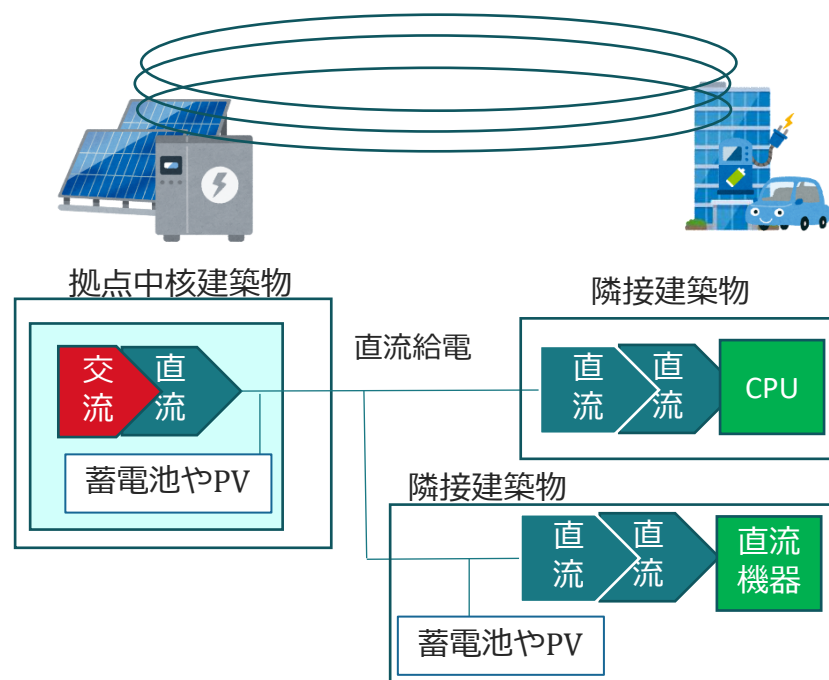
本事業では、民間企業等が、直流給電システムという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難施設を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ

### 直流給電システムの構築



# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (4) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業



省CO2と災害時の電力確保が可能となる新手法による建物間電力融通のモデル創出を支援します。

## 1. 事業目的

民間企業等によるTPOモデル（第三者保有モデル）を活用した平時の省CO2と災害時の避難拠点機能を両立するための建物間での電力融通モデル創出を支援する。

## 2. 事業内容

### ②TPOモデルによる建物間融通モデル創出事業

TPOモデル（第三者保有モデル）は、需要家が初期費用ゼロで設備を導入することが可能な手法であり、今後は太陽光発電設備のみならず、蓄電池、需要側省エネ設備、自営線等も含めて、第三者による包括的な設備導入とエネルギーマネジメントを行うビジネスモデルが確立されることで、総合的な脱炭素化が加速することが期待される。

このようなエネルギーシステムを複数の建物間で構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつ、災害時には地域の避難拠点を形成できる。

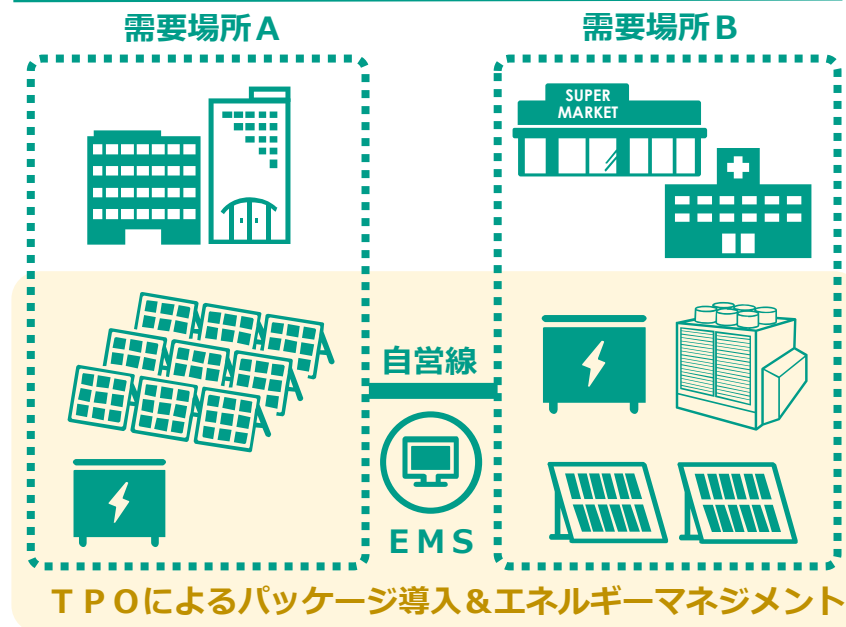
本事業では、民間企業等が、TPOモデルという新たな手法を活用して、複数の建物間で電力融通を行い、平時での省CO2と災害時の避難拠点機能を両立する取組に対して、計画策定や設備等導入支援を行う。

地方自治体と防災協定を締結する取組には重点的な支援を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（計画策定：3/4（上限1,000万円）、設備等導入：1/2、2/3）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和5年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ





## データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、急速なライフスタイルのデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予測される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

### 2. 事業内容

#### ①地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業

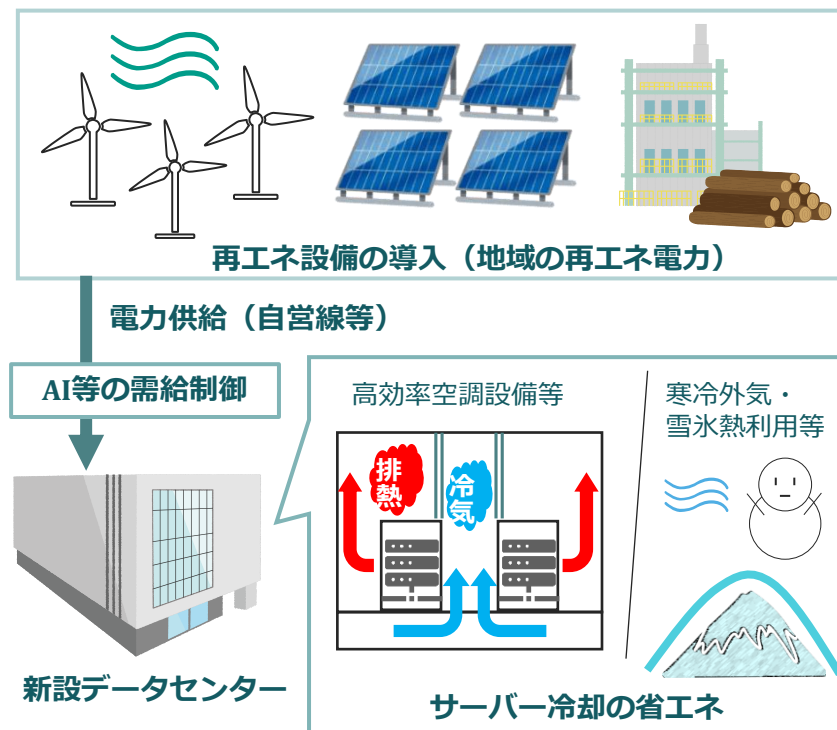
2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけではなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッション化を目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①間接補助事業（補助率1/2、1/3\*）
- 補助対象 民間事業者・団体等 \*太陽光発電設備、省エネ設備は1/3
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ





# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (5) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業（総務省連携事業）



データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、ライフスタイルの急速なデジタル化が進行しており、ICT活用による通信トラフィック及び電力消費量の激増が予見される。2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月18日）では「2040年までにデータセンターのカーボンニュートラルを目指す」とされており、データセンターのゼロエミッション化（再エネ活用比率・省エネ性能の向上等）に向けた取組を支援するとともに、地方分散立地推進や再エネ活用による災害時の継続能力向上等のレジリエンス強化を実施することで、デジタル社会とグリーン社会の同時実現を図る。

## 2. 事業内容

### ② 既存データセンターの再エネ導入等による省CO<sub>2</sub>改修促進事業

既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。

### ③ 省CO<sub>2</sub>型データセンターへのサーバー等移設促進事業

省CO<sub>2</sub>性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO<sub>2</sub>性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。

### ④ 地域再エネの効率的活用にあ資するコンテナ・モジュール型データセンター導入促進事業

省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ・モジュール型データセンターについて、設備等導入を支援する。

### ⑤ 再エネ活用型データセンターの普及促進方策検討事業

再エネ活用型データセンターの導入及び利用を促進する方策等の調査・検討を行う。

## 3. 事業スキーム

■ 事業形態 ②～④ 間接補助事業（補助率1/2、1/3\*） ⑤ 委託事業

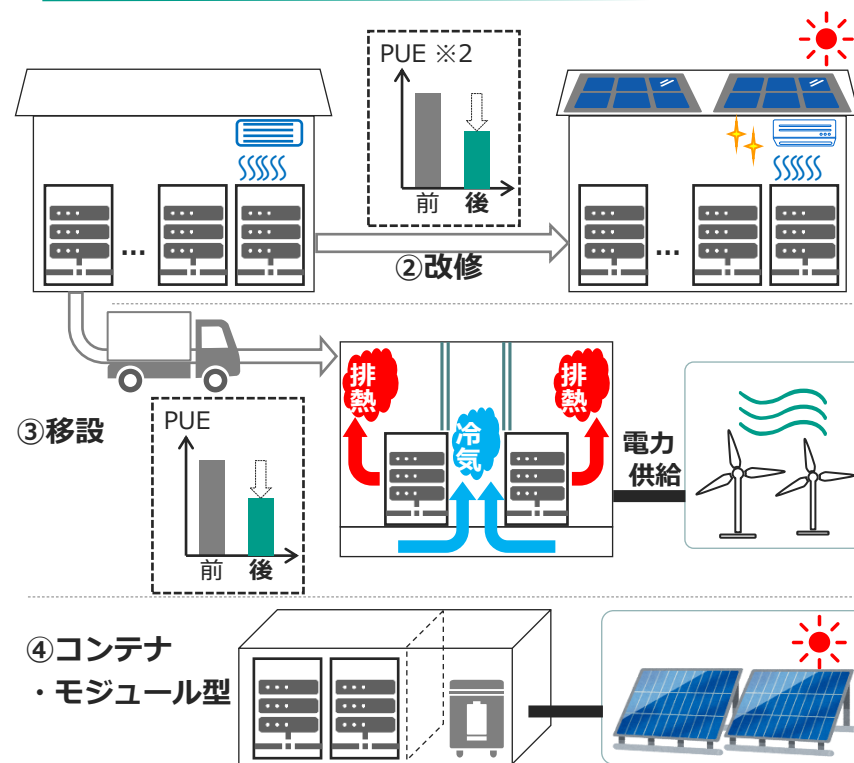
■ 委託先及び補助対象 民間事業者・団体等

\*②：太陽光発電設備、省エネ設備は1/3

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度

③④：一律1/3

## 4. 事業イメージ



※2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

# 民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (6) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業



再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

## 1. 事業目的

- 地域に再生可能エネルギーを導入していくに当たっては、再エネ電力供給事業者における調整力の確保が重要。また、コロナ後の社会においては、有事の際にも管理を可能とする遠隔管理の必要性が増しているため、公共施設の有する（遠隔）制御可能な設備の運転方法について実証を行う。
- これにより、地域の再エネ電力を有効活用し、公共施設等の再エネ比率を高めるモデルを構築する。

## 2. 事業内容

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

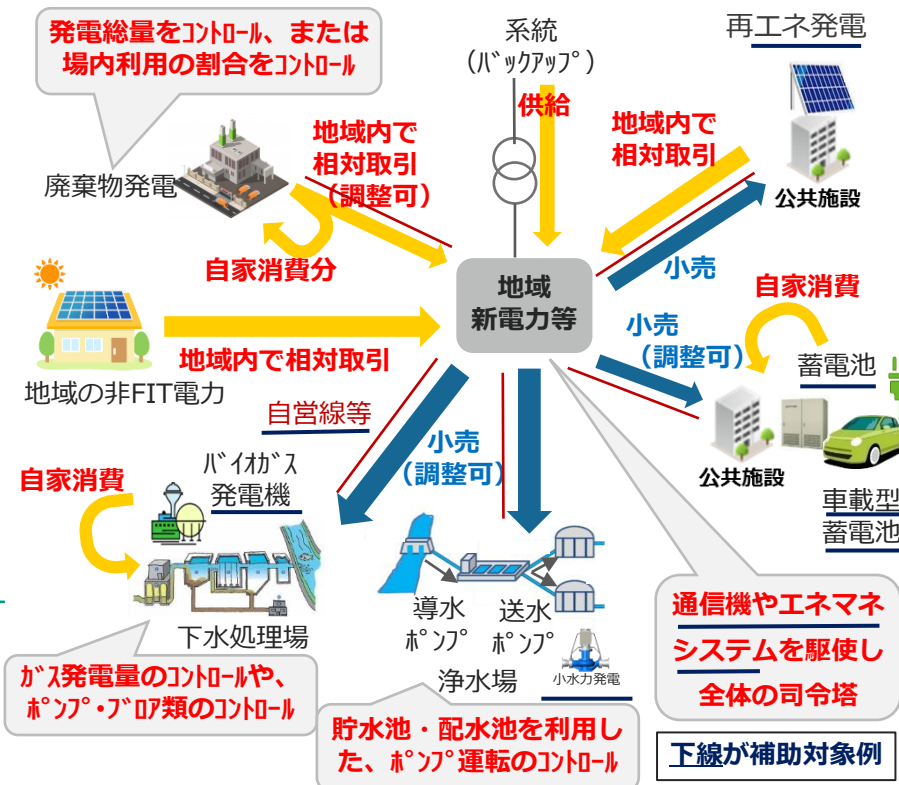
具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

※令和5年度は、継続事業のみ実施し、新規募集はしない。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率 2 / 3 ※）（※一部上限あり）
- 補助先 地方自治体・民間事業者等
- 実施期間 令和2年度～令和6年度

## 4. 事業イメージ



|        |   |     |         |            |
|--------|---|-----|---------|------------|
| No.    | 105   |     | R 4 予算額 | 200 百万円の内数 |
| 事業名    | 災害等廃棄物処理事業  |     | 府省庁名    | 環境省        |
| 概要     | 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助  |     |         |            |
| 支援対象   | 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）   | 補助率 | 1 / 2   |            |
| 対象事業   | 海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分事業   |     |         |            |
| 支援内容   | 補助対象事業費に対して、1 / 2 補助  |     |         |            |
| 離島での実績 | H20 年度 対馬市  |     |         |            |
| 備考     |   |     |         |            |
| 担当部署   | 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課   |     |         |            |
| 連絡先    | 03-3581-3351（代表）  |     |         |            |
| 参照 HP  | <a href="https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf">https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf</a><br>環境省 HP 災害関係業務事務処理マニュアル 52 頁～56 頁 |     |         |            |

# 災害等廃棄物処理事業費補助金の概要について

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 補助金名  | 災害等廃棄物処理事業費補助金   |  |
| 発生原因  | 災害起因   | 災害起因ではない   |
| 対象事業  |    |   |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> <li>○災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分</li> <li>○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る）</li> <li>○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</li> </ul>  |
| 補助先   | 市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）  |  |
| 要件    | 指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上  |  |
|       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの</li> <li>○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの</li> <li>○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○1市町村（1一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの</li> <li>○海岸保全区域外の海岸への漂着</li> <li>○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等</li> </ul>                   |
| 補助率   | 1 / 2  |  |
| 財務局会立 | あり   | なし   |
| 査定方法  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物の処理完了前に査定を行う場合は、原則として、現地にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行う。</li> <li>○災害廃棄物の処理完了後は、当該都道府県庁舎等において机上査定を行う。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○原則、漂着ごみの処理完了後に、地方環境事務所庁舎において机上査定を行う。</li> <li>○漂着ごみの処理完了前にヒアリングを行う場合は、現地又は当該都道府県庁舎にて被災状況、仮置場の状況等を確認し、査定を行ってもよい。</li> </ul> |

|        |   |                    |             |
|--------|---|--------------------|-------------|
| No.    | 106   | R5 当初予算<br>R4 補正予算 | 2.5 億円<br>— |
| 事業名    | 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業   | 府省庁名               | 環境省         |
| 概要     | 地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施  |                    |             |
| 支援対象   | —<br>（請負事業として実施）  | 補助率                | —           |
| 対象事業   | <p>①生物の多様性の確保に関する業務<br/>（盗採・密猟・踏み荒らし等の監視、利用指導、希少な野生動植物の生息・生育環境の維持回復活動、外来種の駆除等）</p> <p>②環境美化業務等<br/>（山岳地・湖沼・海底等の清掃困難地の清掃、広範囲にわたる一斉清掃等）</p> <p>③施設の維持・管理業務等<br/>（登山ルートにかかる歩道、標識等の簡易な施設の補修、草刈り等）</p> <p>④景観維持業務等<br/>（雑木林や草原景観等の維持活動等）</p> <p>⑤対象地区に関する調査業務等<br/>（動植物の生息・生育状況調査）</p> <p>⑥国指定鳥獣保護区における管理員要領に定める業務</p> <p>⑦その他対象地区の保全・管理に関する業務</p> |                    |             |
| 支援内容   | 国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施   |                    |             |
| 離島での実績 | R4 礼文島（北海道）、対馬島（長崎県）など  |                    |             |
| 備考     |   |                    |             |
| 担当部署   | 環境省自然環境局国立公園課   |                    |             |
| 連絡先    | 03—5521—8279  |                    |             |
| 参照 HP  |   |                    |             |



【令和5年度予算額 251百万円（251百万円）】

国立公園等において、官民一体による地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進します。

## 1. 事業目的

- ① 自然公園法の改正等を踏まえ、民間事業者の知見を活用した国立公園等の保全管理の充実を図る
- ② 観光立国・良好な景観の形成の実現を図る
- ③ 生物多様性の保全を図る
- ④ 保全管理の充実を通じた雇用の維持・確保や民間主体の公園管理体制により地域の活性化に寄与する

## 2. 事業内容

### <背景>

- 自然環境保全に対する地域からの要請 ○生物多様性保全に関する社会的要請
- 改正法の施行を踏まえ、公園管理体制のさらなる充実を促進する必要性

### 事業概要と効果

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施するとともに、公園管理団体など民間主体による管理保全体制を充実

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践

- ⇒ 全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
- ⇒ 生物多様性保全、国立公園等の管理体制充実や利用者へのサービスの向上
- ⇒ 公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- 実施期間 平成13年度～

## 4. 事業イメージ

○実施形態

国

請負

結果の報告

民間団体等

### 【重点課題】

- 1 野生生物の保護や外来種の駆除
- 2 地域景観の保全
- 3 登山道の維持・補修

### 【実施予定箇所】

中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所事業を実施

具体的な活動例



登山道の維持・補修



外来種の駆除



地域景観の保全



公園内の清掃

|        |   |        |                 |
|--------|---|--------|-----------------|
| No.    | 107   | R5 予算額 | 20 百万円          |
| 事業名    | 生物多様性保全推進交付金<br>(エコツーリズム地域活性化支援事業)  | 府省庁名   | 環境省             |
| 概要     | <p>エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動」です。自然観光資源の特色を生かしたエコツーリズム（ジオツーリズムを含む）は地域を元気にし、活性化させる効果的な取組です。</p> <p>この事業では、地域協議会の現状を踏まえ、エコツーリズム推進全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が助成し、エコツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりを支援します。</p> |        |                 |
| 支援対象   | 市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会（以下、協議会という条件あり。）   | 補助率    | 1 / 2（500 万限度額） |
| 対象事業   | 市町村の多様な主体で構成される協議会を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与します。   |        |                 |
| 支援内容   | <p>エコツーリズムを推進する活動で、以下に該当するもの（施設整備は対象外）</p> <p>ア. エコツーリズム推進全体構想の作成</p> <p>イ. エコツーリズムの推進体制の整備・強化</p> <p>ウ. 資源調査</p> <p>エ. ルールづくり</p> <p>オ. 人材育成</p> <p>カ. ツアープログラムの企画・立案及びモニターツアーの実施</p> <p>キ. モニタリング及び評価方法の作成</p> <p>ク. エコツーリズム推進マニュアルの作成</p> <p>ケ. 広報</p> <p>コ. 環境省が収集するエコツーリズムに関する会合への出席</p>                                       |        |                 |
| 離島での実績 | （令和4年度）竹富町西表島エコツーリズム推進協議会、神津島エコツーリズム推進協議会   |        |                 |
| 備考     | 環境省HPにて公募   |        |                 |
| 担当部署   | 環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室   |        |                 |
| 連絡先    | 03-5521-8271  |        |                 |
| 参照 HP  | <a href="https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html">https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html</a>   |        |                 |

# エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

令和5年度予算額

20百万円（28百万円）

## 背景・目的

自然地域や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム（ジオツーリズムを含む。以下同じ。）の活動を支援する。

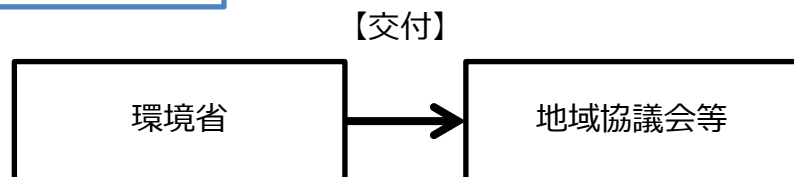
## 事業概要

### ○エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

## 事業目的・概要等

## 事業スキーム



## 期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

## イメージ

### 課題

魅力的なエコツアー等の不足

## エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

### 地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付



プログラムづくり



エコツーリズム推進全体構想の作成

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与



|        |   |     |        |             |
|--------|---|-----|--------|-------------|
| No.    | 108   |     | R5当初予算 | 2,188百万円の内数 |
| 事業名    | 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業  |     | 府省庁名   | 環境省         |
| 概要     | 「グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の導入に関する支援を実施。 |     |        |             |
| 支援対象   | 地方公共団体、民間事業者等   | 補助率 | 1/2    |             |
| 対象事業   | （1）グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業<br>地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時解決を目指したグリーンスローモビリティの車両等の導入に対し、支援を行う。   |     |        |             |
| 支援内容   | 補助率1/2  |     |        |             |
| 離島での実績 | -   |     |        |             |
| 備考     |   |     |        |             |
| 担当部署   | 環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課  |     |        |             |
| 連絡先    | 03-5521-8301  |     |        |             |
| 参照HP   |   |     |        |             |

# 地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業（国土交通省連携事業）



【令和5年度予算額 2,188百万円（2,265百万円）】

新たな地域モビリティ（グリーンスローモビリティ、LRT・BRT等）の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

## 1. 事業目的

- グリーンスローモビリティやLRT・BRTを地域の公共交通へ導入するとともに、鉄道事業等を省CO2化し、利用するエネルギーに再生可能エネルギーを積極利用することで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

## 2. 事業内容

### （1）グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業（委託／補助：補助率 車両等導入1/2）

- 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンスローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンスローモビリティの車両等の導入支援を行う。

### （2）交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
- 鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業／間接補助事業（1/2,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和9年度

## 4. 事業イメージ

### 【導入調査・導入支援事業】



グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

### 【設備整備事業】



LRT

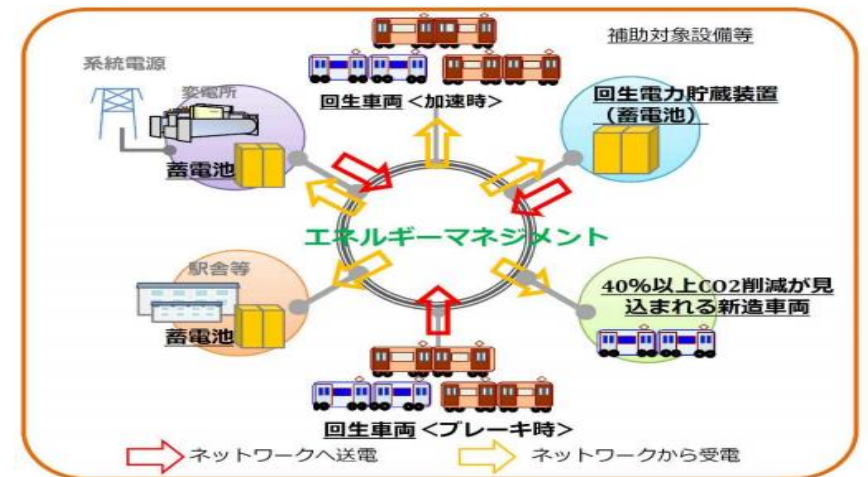
Light Rail Transitの略



BRT

Bus Rapid Transitの略

### 【設備整備事業】 鉄道事業等の省CO2化



お問合せ先： 水・大気環境局 自動車環境対策課：03-5521-8303

|        |  |        |             |
|--------|--|--------|-------------|
| No.    | 109  | R5当初予算 | 6,579 百万円   |
| 事業名    | 脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用<br>推進事業  | 府省庁名   | 環境省         |
| 概要     | <p>地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を「つくり」「ため・はこび」「つかう」まで一貫した脱炭素な地域水素サプライチェーンの構築を推進するとともに、既存インフラを活用したモデル構築、自立・分散型エネルギーシステム構築の支援等を行う。</p> <p>水素内燃機関を活用した重量車両等の開発・実証、産業車両等の燃料電池化を進めるとともに、再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援する。</p>  |        |             |
| 支援対象   | 地方公共団体、民間事業者・団体等   | 補助率    | 1/3、1/2、2/3 |
| 対象事業   | <p>(1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業のうち</p> <p>③再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業<br/>脱炭素社会構築に向け、防災価値を有する、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築支援や、水素の需要拡大につながる設備導入支援を行う。</p> <p>(2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業のうち</p> <p>①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業（一部）<br/>水素活用の選択肢を増やすため、重量車両等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行う。</p> <p>②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業<br/>運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、燃料電池バス等のモビリティへの水素活用を支援する。</p> <p>③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業<br/>燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。</p> |        |             |
| 支援内容   | <p>(1) ③：補助率2/3（中小企業及び政令指定都市以外の市町村）、1/2（中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市又は特別区等）</p> <p>(2) ①の一部：補助率1/2</p> <p>(2) ②：燃料電池バスは補助率1/2、燃料電池フォークリフトは補助率1/2など</p> <p>(2) ③：保守点検支援は補助率2/3など</p>   |        |             |
| 離島での実績 | —  |        |             |
| 備考     | —  |        |             |
| 担当部署   | 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室  |        |             |
| 連絡先    | TEL: 03-5521-8339  |        |             |
| 参照 HP  | <a href="http://www.heco-hojo.jp/yR03/suiso.html?0107">http://www.heco-hojo.jp/yR03/suiso.html?0107</a>  |        |             |



【令和5年度予算額 6,579百万円（6,580百万円）】

## 脱炭素社会構築につながる水素利活用を推進します。

### 1. 事業目的

- 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域で再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利活用することを支援します。また、将来の水素社会を見据え、BCP活用など水素の特性を活かした事業を支援する。
- 運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大に向け、モビリティへの水素活用を支援する。

### 2. 事業内容

- 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
  - カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業…委託
  - 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託
  - 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業…補助
  - 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業…補助
- 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
  - 水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託・補助
  - 水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業…補助
  - 地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/2, 2/3, 1/3等）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和7年度

### 4. 事業イメージ



# (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業



地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

## 1. 事業目的

- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援する。
- 水素の特性を活かし防災価値やその他環境価値顕在化により利活用や、再エネ由来等水素の本格導入を支援する。

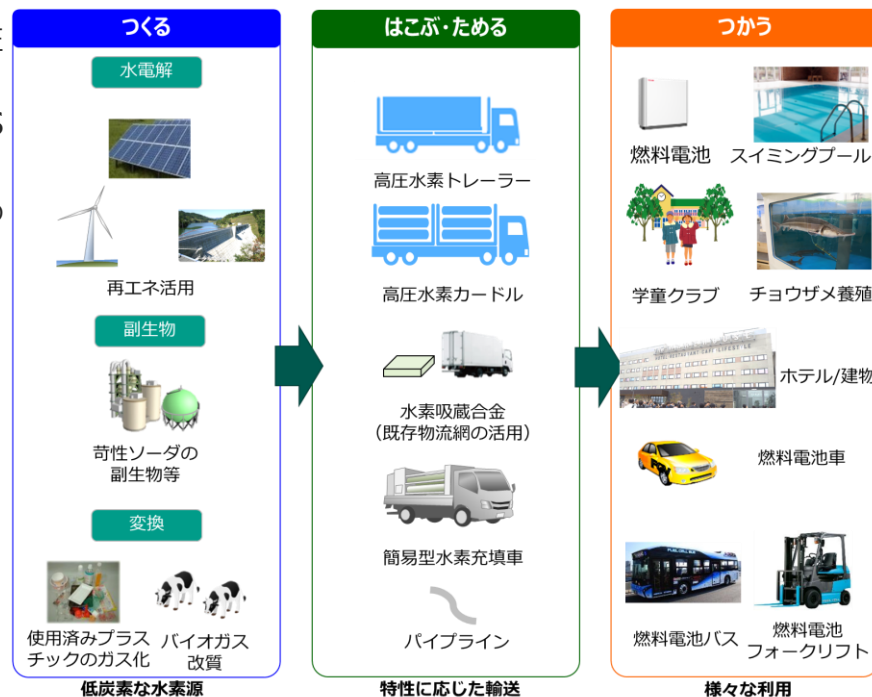
## 2. 事業内容

- ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業  
脱炭素社会の構築に必須要素となる再エネ水素について、環境価値等の制度検証や理解醸成となる情報発信等を行う。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業  
地域の再エネや既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行う。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築事業  
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築の支援や、水素の需要拡大に繋がる設備導入支援を行う。
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運用事業  
これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行う。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 ①令和4～7年度、②令和2～7年度、③令和4～7年度、④令和4～6年度

## 4. 事業イメージ



## (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業



運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

### 1. 事業目的

- 水素内燃機関を活用した重量車両等の開発、実証を行う。
- 水素社会の実現に向けて産業車両等の燃料電池化を促進する。
- 再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

### 2. 事業内容

#### ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

水素活用の選択肢を増やすため、重量車両・建設機械・農業機械等における水素内燃機関を活用した車両の開発、実証を行う。

#### ②水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業

水素社会実現に向け、燃料電池バス等の導入を支援する。

#### ③地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

### 3. 事業スキーム

#### ■ 事業形態

- ①の一部 委託事業 ①の一部 補助事業（補助率：1/2）
- ②補助事業（燃料電池バス…補助率：1/2（ただし、平成30年度までに導入した実績がある場合：1/3）、燃料電池フォークリフト…補助率：エンジン車両との差額の1/2（ただし、導入実績がある場合：エンジン車両との差額の1/3）
- ③補助事業（保守点検支援…補助率：2/3、設備の高効率化改修支援（再エネ由来の設備改修等）…政令指定都市以外の市町村、資本金1000万円未満の民間企業：補助率2/3、上記以外の都道府県、政令指定都市、特別区、資本金1000万円以上の民間企業等：補助率1/2

#### ■ 委託先等

地方公共団体、民間事業者・団体等

#### ■ 実施期間

- ①～② 令和3年度～令和6年度
- ③ 令和3年度～令和7年度

### 4. 事業対象

#### 【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】

重量車両・建設機械・農業機械等の電動化が困難な車両について、水素内燃機関によるカーボンニュートラル化を検証する。



重量車両

建設機械

農業機械

$H_2$  + 内燃機関 → カーボンニュートラル

#### 【水素社会実現に向けた産業車両等における燃料電池化促進事業】



燃料電池バス

燃料電池  
フォークリフト

マルチパーパス  
FCV

|        |  |     |   |            |
|--------|--|-----|---|------------|
| No.    | 109  |     | R5 予算額  | 400 百万円の内数 |
| 事業名    | 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくり<br>プラットフォーム事業費   |     | 府省庁名  | 環境省        |
| 概要     | 地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域循環共生圏の創造を目指す地域を支援する中で、環境整備と事業化に向けた支援を行う。  |     |   |            |
| 支援対象   | 地方公共団体、NPO、NGO、民間事業者等  | 補助率 | 環境整備団体：200 万円まで負担<br>事業化支援団体：請負業者のコンサルティング料を含めて 1000 万円まで負担 |            |
| 対象事業   | <p>【環境整備団体】<br/>地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。</p> <p>【事業化支援団体】<br/>環境整備段階で策定した事業計画を実際に実行するに当たって必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣するなど、事業化の支援を実施する。</p>  |     |   |            |
| 支援内容   | <p>地域循環共生圏の創造を目指し、地域プラットフォームづくりのための取組に必要な経費を支援するとともに、各地域の環境パートナーシップオフィス（EPO）などが伴走支援を提供する。</p> <p>環境整備団体は、環境整備にかかる費用を年 200 万円まで請負業者が負担。<br/>事業化支援の場合は、事業化にかかる調査、地域コーディネーター費用等を請負業者のコンサルティング料を含めて年 1000 万円まで負担。</p>  |     |   |            |
| 離島での実績 | <p>本事業の選定実績</p> <p>R1：AMA ホールディングス 株式会社（島根県隠岐郡海士町）<br/>R2：AMA ホールディングス 株式会社（島根県隠岐郡海士町）<br/>一般社団法人 MIT（長崎県対馬市）<br/>R3：一般社団法人 MIT（長崎県対馬市）<br/>佐渡市（新潟県佐渡市）<br/>一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構（島根県隠岐郡隠岐の島町）<br/>R4：一般社団法人 MIT（長崎県対馬市）<br/>一般社団法人 隠岐ジオパーク推進機構（島根県隠岐郡隠岐の島町）<br/>株式会社 YMFG ZONE プラニング（山口県周防大島町）</p> |     |   |            |

|       |   |
|-------|---|
| 備考    |   |
| 担当部署  | 環境省大臣官房地域政策課  |
| 連絡先   | 03-5521-8328  |
| 参照 HP | <a href="http://chiikijunkan.env.go.jp/">http://chiikijunkan.env.go.jp/</a> |



# 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費



環境省



【令和5年度予算額 400百万円（500百万円）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

## 1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

## 2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

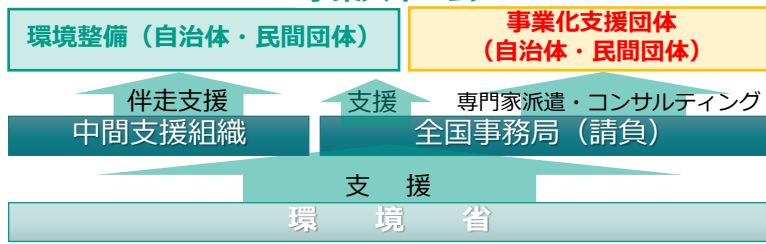
## 3. 事業スキーム

- |             |                 |
|-------------|-----------------|
| ■ 事業形態      | 共同実施／請負事業       |
| ■ 共同実施先・請負先 | 地方公共団体／民間事業者・団体 |
| ■ 実施期間      | 令和元年度～令和5年度（予定） |

## 4. 事業イメージ



### 事業スキーム



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

|        |  |                    |  |
|--------|--|--------------------|--|
| No.    | 111  | R5 当初予算<br>R4 補正予算 | 800 百万円の内数<br>2,200 百万円の内数   |
| 事業名    | 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業  |                    | 府省庁名<br>環境省  |
| 概要     | 地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。   |                    |  |
| 支援対象   | 地方公共団体<br>((1)③④については、共同実施に限り民間事業者も対象)   | 補助率                | (1) ①3/4、2/3、1/2 (補助上限額：800 万円/件)<br>②3/4 (補助上限額：2,500 万円/件)<br>③3/4 (補助上限額：800 万円/件)<br>④2/3、1/2、1/3 (補助上限額：2,000 万円/件) |
| 対象事業   | <p>(1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援</p> <p>① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援<br/>地域の CO2 削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。</p> <p>② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援<br/>再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。</p> <p>③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援<br/>公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。</p> <p>④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援<br/>地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。</p> |                    |  |
| 支援内容   | 上記対象事業に係る、地方公共団体の提案に沿った再エネ設備導入等に係る調査を支援  |                    |  |
| 離島での実績 | <p>令和3年度・・・14 地域（東京都利島村、東京都三宅村、新潟県佐渡市、岡山県岡山市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、広島県大崎上島町、香川県高松市、香川県観音寺市、福岡県北九州市、福岡県宗像市、福岡県糸島市、熊本県上天草市、長崎県壱岐市）</p> <p>令和4年度・・・17 地域（北海道奥尻町、三重県志摩市、島根県隠岐の島町、岡山県玉野市、広島県福山市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県多度津町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、福岡県新宮町、長崎県五島市、長崎県西海市、熊本県天草市、宮崎県延</p>  |                    |  |

|       |   |
|-------|---|
|       | 岡市、新潟県佐渡市、福岡県宗像市)   |
| 備考    |   |
| 担当部署  | 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室  |
| 連絡先   | 03-6205-8279  |
| 参照 HP | <a href="https://www.env.go.jp/policy/post_169.html">https://www.env.go.jp/policy/post_169.html</a> |

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算額 800百万円 (800百万円)】  
【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

## 1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

## 2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

### (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業

- ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
- ②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
- ③公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

### (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

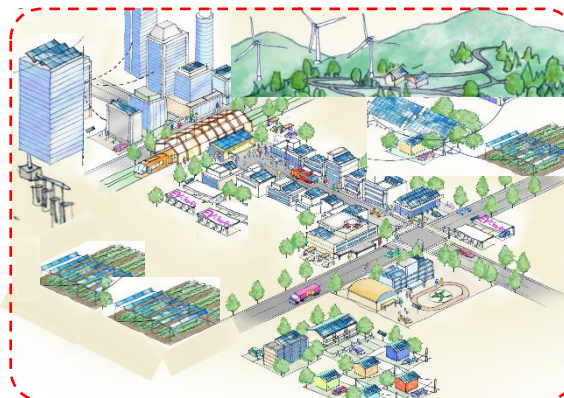
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助 (定率; 上限設定あり) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)  
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※ (1) ③は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、  
(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

## 4. 事業イメージ

### 2050年カーボンニュートラルの実現

### (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

## 2. 事業内容

### 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

#### ① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援

地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。

#### ② 再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

#### ③ 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援

公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。

#### ④ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業者（地域新電力等）設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築に必要な予備的実地調査等を支援する。

## 3. 事業スキーム

|        |   |
|--------|---|
| ■ 事業形態 | 間接補助 定率 ①3/4、2/3、1/2 ②③3/4 ④2/3、1/2、1/3<br>上限 ①③800万円、②2,500万円、④2,000万円 |
| ■ 補助対象 | ①②地方公共団体、③④地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）                                      |
| ■ 実施期間 | 令和3年度～令和7年度 ※（1）③は令和4年度～  |

## 4. 事業イメージ

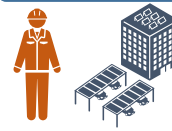
### ① 計画策定支援



### ② ゾーニング支援



### ③ 導入調査支援



### ④ 体制構築支援



計画的・段階的な脱炭素への取組へ

# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業



地域再エネ事業の実施に必要なガイドラインの作成、地域の企業や有識者との連携による地域に根ざした脱炭素取組を推進します。

## 1. 事業目的

地域脱炭素の取組を全国に広げるため、地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等を取りまとめ、他地域での展開を図る。また、地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等を行う。さらに、ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及等により再エネ導入の加速を図る。

## 2. 事業内容

### ① 促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開

地域で実践した促進区域設定時における特徴的な事例の収集や、促進区域設定の際の環境配慮や合意形成の手法等をガイドラインとして取りまとめ、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

### ② 地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業

各種支援事業（計画策定支援、人材育成支援、重点対策加速化事業等）を活用して企画立案・施行された施策の実施状況を継続的・横断的に確認・評価する。脱炭素先行地域について、取組の進捗状況と地域課題解決のKPIとして設定された事項について確認・評価を行い、有識者の助言等を踏まえ、必要に応じて改善策を検討し、必要な措置を講じる。

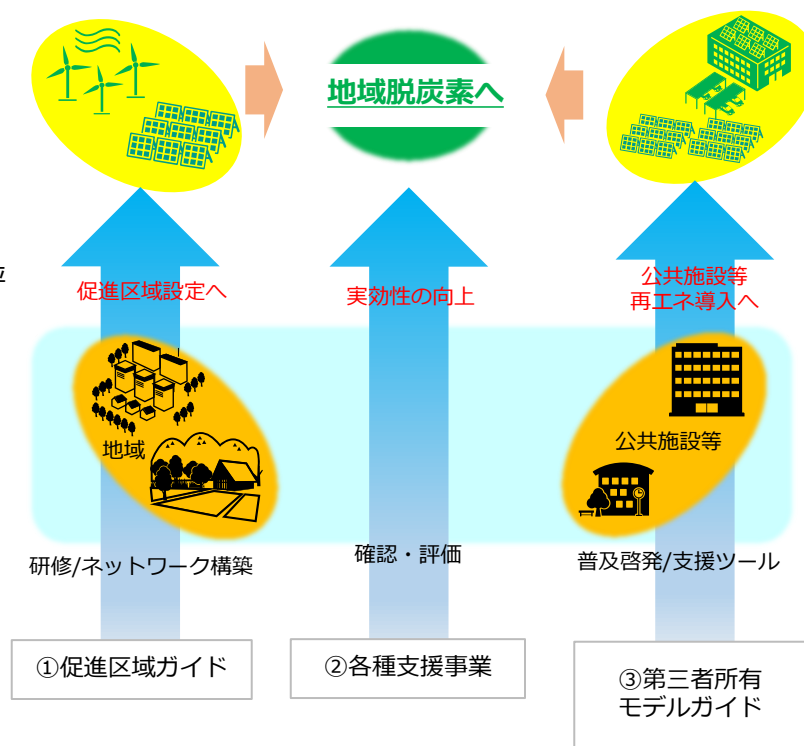
### ③ 公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業

ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(2)②は令和4年度～、③は令和5年度～

## 4. 事業イメージ



# 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

## 1. 事業目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組むことが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、地域での人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

## 2. 事業内容

### ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

### ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

### ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②③は令和5年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

|      |  |     |   |                               |
|------|--|-----|---|-------------------------------|
| No.  | 112  |     | R5 当初予算<br>R4 補正予算  | 35,000 百万円の内数<br>5,000 百万円の内数 |
| 事業名  | 地域脱炭素の推進のための交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金）  |     | 府省庁名  | 環境省                           |
| 概要   | <p>「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及びGX実現に向けた基本方針（令和4年12月22日GX実行会議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援します。</p> <p>これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進します。</p> |     |   |                               |
| 支援対象 | 地方公共団体等  | 補助率 | <p>（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金</p> <p>①脱炭素先行地域への支援：<br/>原則2/3※</p> <p>②重点対策に取り組む地域への支援：<br/>2/3～1/3等</p> <p>（2）特定地域脱炭素移行加速化交付金（自営線マイクログリッド事業交付金）：<br/>原則2/3※</p> <p>※財政力指数が全国平均（0.51）以下の自治体は一部3/4</p> |                               |
| 対象事業 | <p>（1）意欲的な脱炭素の取組（①又は②）を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援する。</p> <p>① 脱炭素先行地域への支援</p> <p>② 重点対策に取り組む地域への支援</p> <p>（2）脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域（特定地域）への支援</p>   |     |   |                               |
| 支援内容 | <p>（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金</p> <p>① 脱炭素先行地域づくり事業</p> <p>再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象</p> <p>② 重点対策加速化事業</p> <p>屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の基</p>  |     |   |                               |



|        |  |
|--------|--|
|        | <p>盤となる重点対策を複合的に実施する事業</p> <p>(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)</p> <p>自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援</p>                       |
| 離島での実績 | <p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金</p> <p>① 脱炭素先行地域づくり事業:(R4) 佐渡市</p> <p>② 重点対策加速化事業:(R4) 該当無し</p> <p>(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)</p> <p>令和5年度新規予算のため該当無し</p> |
| 備考     | —  |
| 担当部署   | 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課  |
| 連絡先    | 03-5521-8233   |
| 参照 HP  | 脱炭素地域づくり支援サイト: <a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/</a>                             |

# 地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算額 35,000百万円 (20,000百万円)】  
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

## 1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

## 2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

### (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

#### ① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

#### ② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

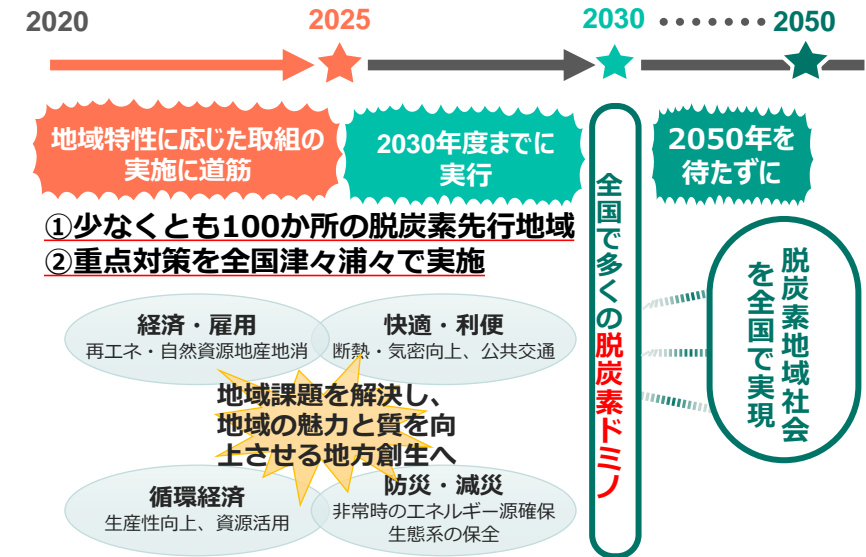
### (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

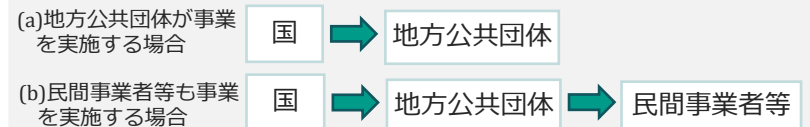
## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [ 交付率: (1) ①、(2) 原則 2/3 ※  
(1) ② 2/3~1/3 等 ]
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

## 4. 事業イメージ



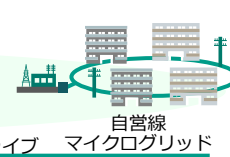
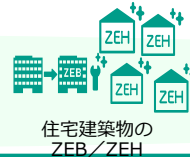
### <参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

## 地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

| 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 |   |   | 特定地域脱炭素移行<br>加速化交付金  |
|------------------|---|---|--|
| 事業区分             | 脱炭素先行地域づくり事業  | 重点対策加速化事業   |  |
| 交付要件             | ○脱炭素先行地域に選定されていること<br>(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)  | ○再エネ発電設備を一定以上導入すること<br>(都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：<br>1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)   | ○脱炭素先行地域に選定されていること   |
| 対象事業             | <p><b>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</b></p> <p><b>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型)</b><br/>地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入<br/>(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)<br/>・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等<br/>・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p><b>②基盤インフラ整備</b><br/>地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入<br/>・自営線、熱導管<br/>・蓄電池、充放電設備<br/>・再エネ由来水素関連設備<br/>・エネマネシステム 等</p> <p><b>③省CO2等設備整備</b><br/>地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入<br/>・ZEB・ZEH、断熱改修<br/>・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等)<br/>・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p><b>(2) 効果促進事業</b><br/>(1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> | <p><b>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</b></p> <p><b>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電</b><br/>(公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る)<br/>(例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p><b>②地域共生・地域裨益型再エネの立地</b><br/>(例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p><b>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導</b><br/>(例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p><b>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上</b><br/>(例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p><b>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2</b><br/>(例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)<br/>※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p> | <p><b>民間裨益型自営線マイクログリッド事業</b><br/>官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p> |
| 交付率              | 原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額   | 2 / 3 ~ 1 / 3、定額  | 原則 2 / 3 ※1  |
| 事業期間             | おおむね5年程度  |   |  |
| 備考               | ○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)<br>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む  |   |  |



|        |   |        |           |
|--------|---|--------|-----------|
| No.    | 113   | R5当初予算 | 400百万円の内数 |
| 事業名    | 国立公園等資源整備事業費補助金<br>(国立公園等多言語解説等整備事業)  | 府省庁名   | 環境省       |
| 概要     | 国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるため、これまでの観光庁多言語支援事業等の成果（英文解説文作成支援）を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に設置された案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICT など先進的・高次元な技術も活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進する。 |        |           |
| 支援対象   | 地方公共団体、民間事業者等   | 補助率    | 2/3       |
| 対象事業   | 国立公園・国定公園・長距離自然歩道区域内等（※）に設置される案内板・デジタルサイネージ、展示等において、ICT等の先進的・高次元な技術を活用した多言語解説の媒体整備をおこなうもの（※誘客を促すものであれば、国立公園・国定公園・長距離自然歩道区域のみならず、区域外に立地する駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等の公園等への拠点となる公共施設・空間等で実施するものも対象となりえる）。  |        |           |
| 支援内容   | 補助率2/3  |        |           |
| 離島での実績 | 島根県隠岐郡海士町（R2）、長崎県五島市（R2・R3）   |        |           |
| 備考     |   |        |           |
| 担当部署   | 環境省 自然環境局 国立公園課   |        |           |
| 連絡先    | 03-5521-8277  |        |           |
| 参照 HP  | <a href="https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html">https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html</a>   |        |           |



|        |   |     |                    |                 |
|--------|---|-----|--------------------|-----------------|
| No.    | 114   |     | R5 当初予算<br>R4 補正予算 | 16.8 億円の内数<br>— |
| 事業名    | 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）   |     | 府省庁名               | 環境省             |
| 概要     | 国立公園内の利用拠点滞在環境の上質化に資する整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における体験滞在の満足度を向上させる事業  |     |                    |                 |
| 支援対象   | 地方公共団体、協議会等、民間事業者等  | 補助率 | 1 / 2、2 / 3        |                 |
| 対象事業   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○利用拠点計画策定</li> <li>○廃屋撤去<br/>民間事業者の導入を前提とした廃屋の撤去</li> <li>○インバウンド機能向上<br/>Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化</li> <li>○文化的まちなみ改善事業<br/>地域文化が体験できるようなまちなみ改善に係る外観、外構修景等</li> <li>○既存施設観光資源化促進事業<br/>施設の機能転換または強化のための内装及び設備整備</li> <li>○ワーケーション受入れ事業<br/>ワーケーションの実施を前提とした内装及び設備整備</li> <li>○引き算の景観改善<br/>景観改善のための無電柱化、通計伐採</li> <li>○自然景観地の核心地の上質化事業<br/>公園内の核心地に位置する展望所・休憩所・山小屋など利用施設の改修</li> </ul> |     |                    |                 |
| 支援内容   | 自治体が作成する利用拠点計画等に基づく上記事業に対して支援   |     |                    |                 |
| 離島での実績 |   |     |                    |                 |
| 備考     |   |     |                    |                 |
| 担当部署   | 環境省自然環境局国立公園課   |     |                    |                 |
| 連絡先    | 03—5521—8279  |     |                    |                 |
| 参照 HP  | <a href="https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html">https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html</a>   |     |                    |                 |

# 国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業

令和5年度予算  
16.8億円（16.7億円）  
（拡充）

## 【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など旅行ニーズの変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力を著しく妨げている。また、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を旅行者が体感できていない。

## 【課題】

□国立公園における実績が拡大しているが、依然として自然景観を阻害する廃屋等は存在している。引き続きをコロナ後の全国的な観光促進を見据え、計画に基づく事業を引き続き推進するとともに、インバウンド利用が多く見込まれるものの立地環境が厳しく対応が遅れている山小屋の上質化を推進する必要がある。



## 【事業内容】

### I 利用拠点計画策定

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

<継続>

### II 事業

- |   |  |                                |
|---|--|--------------------------------|
| ① 廃屋の撤去<br>民間事業者の導入を前提とした撤去   | ② インバウンド機能向上<br>Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化                              | ③ 文化的魅力の活用<br>地域文化が体感できるまちなみ改善 |
| ④ 既存施設の観光資源化<br>利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備<br>(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施) | ⑤ ワークーション受入事業支援<br>ワークーションの実施を前提とした内装及び設備整備<br>(体験・学習ツアーと連携して実施) |                                |
| ⑥ 引き算の景観改善<br>利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。   |  |                                |

### III 自然景観地の核心地の上質化事業

公園内の核心地に位置する展望所・休憩所などの利用施設の改修

核心地における利用拠点として  
新たに山小屋への支援を創設(拡充)

## 【事業実施スキーム】

直轄事業（II①のみ）、  
補助事業（補助率：1/2、2/3（I利用拠点整備  
改善計画を策定する場合））

## 【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加

|        |   |                    |                    |
|--------|---|--------------------|--------------------|
| No.    | 115   | R5 当初予算<br>R4 補正予算 | 100 百万円<br>250 百万円 |
| 事業名    | 特定外来生物防除等対策事業   | 府省庁名               | 環境省                |
| 概要     | 地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。  |                    |                    |
| 支援対象   | 地方公共団体  | 補助率                | 1/2 又は定額           |
| 対象事業   | <p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。</p> <p>(1) 特定外来生物防除事業（交付率 1/2）</p> <p>(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限 250 万円※）</p> <p>(3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限 250 万円※）</p> <p>※ただし、定額を超える事業費分は 1/2 以内。</p> |                    |                    |
| 支援内容   | <p>(1) 特定外来生物の防除</p> <p>(2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）</p> <p>※(1) 及び (2) について</p> <p>①都道府県・市町村が自ら行う防除事業</p> <p>②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助</p> <p>(3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき 外来種のリスト化に必要な調査・検討等</p>      |                    |                    |
| 離島での実績 | なし（令和5年度から運用を開始するため）  |                    |                    |
| 備考     |   |                    |                    |
| 担当部署   | 環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室  |                    |                    |
| 連絡先    | 03-5521-8344  |                    |                    |
| 参照 HP  | なし  |                    |                    |



# 地方公共団体が実施する外来生物対策への支援（外来生物対策管理事業費）



【令和5年度予算額 100百万円（10百万円）】 環境省  
【令和4年度第2次補正予算額 250百万円】

## 地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

### 2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、これにより、新たに国や地方公共団体等の責務や防除に係る規定が設けられ、都道府県は、被害の発生状況等の実情に応じ、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることとなり、また、市町村もそれに努めることとなった。本改正法は令和5年度から施行される予定であり、同法に基づき、地方公共団体における防除の取組が必要となる。これを踏まえ、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限250万円※）

※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

### 4. 事業イメージ

